

共済組合の年金制度

長期給付係
(082) 513-4959

公的年金制度の種類 「働き方によって、加入する制度が異なります。」

平成27年10月に共済年金は厚生年金に統一されました。

共済組合の年金制度は、わが国の公的年金制度の一つです。

公的年金制度は、全国民を加入対象とする国民年金（基礎年金）を1階部分とし、被用者（民間の会社員や公務員等）を加入対象とする厚生年金を2階部分として構成されています。

なお、公務員等の厚生年金の3階部分の年金として、退職等年金給付（年金払い退職給付）の制度が設けられています。

また、民間企業等の厚生年金や国民年金には上乗せ部分として、厚生年金基金や国民年金基金が、任意加入の制度として設けられています。

自営業者 無職・学生	民間の会社員	公務員 私学教職員	公務員・会社員 の被扶養配偶者
	厚生年金基金 (任意加入)	退職等年金給付 (年金払い退職給付)	(3階部分)
国民年金基金 (任意加入)	厚生年金 (厚生年金相当部分)		(2階部分)
基礎年金（国民年金）（20歳以上 60歳未満の全ての国民が加入）			(1階部分)
国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	国民年金 第3号被保険者	

共済組合の年金の種類 「3つの年金と1つの手当金があります。」

年金等の名称	年金の支給要件等
老齢厚生年金	①本来支給の老齢厚生年金 組合員期間等(※)を10年以上有し、公務員の共済組合員期間が1月以上ある方に、65歳から支給されます。 ②特別支給の老齢厚生年金【次ページ参照】 昭和36年4月1日以前生まれの方で、組合員期間等(※)を10年以上有し、公務員の共済組合員期間等が1年以上ある方に、65歳になるまでの間支給されます。
障害厚生年金 障害手当金	組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、障害の程度が一定以上であると認定された場合に支給されます。 また、組合員期間中に初診日のある傷病が5年以内に治っており、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残っている場合、障害手当金が一時金として支給されます。
遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したときや、年金の受給権者が死亡したときに、遺族に該当する者がいる場合に支給されます。

※ 組合員期間等 ①公務員共済組合の加入期間 ②日本私立学校振興・共済事業団の加入期間 ③厚生年金保険の被保険者期間 ④国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者期間を含む。) ⑤国民年金の保険料免除期間等を合算した期間です。

(注) 1 「①本来支給の老齢厚生年金」と、「②特別支給の老齢厚生年金」の額は、ほぼ同じになります。

2 共済組合員である期間中の老齢厚生年金は、原則、支給停止になります。なお、働きながら年金を受給する場合(在職老齢年金)は、賃金と年金額の調整があります。

老齢厚生年金の支給年齢 「生年月日によって、支給開始年齢が異なります。」

老齢厚生（退職共済）年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、60歳～64歳の間に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」等が支給されます。

なお、65歳からは、全国民共通の「老齢基礎年金」が日本年金機構から支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する公務員期間の年金の名称は、「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」となりますが、従前どおり最後に所属していた共済組合が支給します。

●生年月日に応じた老齢厚生年金の支給の状況

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済（老齢厚生）年金
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					退職共済（老齢厚生）年金 ＋経過の職域加算額
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日		特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）				老齢厚生年金 ＋経過の職域加算額
						老齢基礎年金（国民年金）
		厚生年金に統合				
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日		特別支給の老齢厚生年金＋経過の職域加算額				老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日			特老厚＋経過の職域加算額			老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日				特老厚＋経過の職域加算額		老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日					特老厚＋経過の職域加算額	老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和36年4月2日 以降						老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）

★ 公的年金制度に通算10年以上加入している者で1年以上の組合員期間等がある場合、生年月日に応じて支給開始。

※ は共済組合が支給し、 は、日本年金機構が支給する年金です。

（注1） 配偶者（65歳未満）等で一定の要件に該当する方がいる場合、65歳から、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。

（注2） 被用者年金一元化により、平成27年10月1日以降受給権が発生する年金の名称は、「老齢厚生年金」になりました（特別支給を含む）。

年金請求時等に必要な基礎年金番号とは



『基礎年金番号』は、「個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））」の加入手続や将来、老齢厚生年金等を請求する際に必要な「10桁の番号」です。この『基礎年金番号』は、次の書類等で確認できます。

公務員等の共済組合は、組合員に「①年金手帳」を交付していませんが、日本年金機構が、わが国に居住する20歳以上60歳未満の者全員に基礎年金番号を付番して、「②基礎年金番号通知書」を送付しています。（送付時期：平成9年1月）

また、「③ねんきん定期便」や、「④年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」にも記載しています。

ねんきん定期便について

「ねんきん定期便」は、組合員の皆様に年金加入記録をご確認いただくと共に、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

- ① 「ねんきん定期便」は、毎年、1回、誕生日月の25日頃に公立学校共済組合本部から送付します。（毎月、1日生まれの方は、誕生月の前月25日頃発送。）
- ② 「ねんきん定期便」の送付先は、公立学校共済組合広島支部へ登録している住所です。
※住所（氏名等）変更の手続きは、速やかに行っておいてください。
- ③ その他、詳細については、公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便」を参照してください。

参照）公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/index.html>

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書について

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利息とともに退職するまで積み立てます。また、積み立てた額（給付算定基礎額といいます。）を基に決定した年金額は、原則65歳から支給されます。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高に関する情報をお知らせするため、組合員の方へ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を当共済組合本部から毎年1回、7月にお送りします。

参照）公立学校共済組合本部ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/zandakatuutisyo/index.html>